

青森県報

号外第三十一号

平成二十九年
三月三十一日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則…………… (総務学事課) …… 一

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税 務 課) …… 二

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (団 体 経 営 改 善 課) …… 四

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (水産振興課) …… 四

訓 令

青森県職員安全管理規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) …… 四

青森県母子自立支援員に関する規程の一部を改正する訓令…………… (こ ども 課) …… 五

告 示

学校法人等の収益事業の種類の一部改正…………… (総務学事課) …… 五

議 会

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程…………… (総 務 課) …… 六

規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「附則第四条第一項及び第五条第一項」を「附則第五条第一項及び第六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の資産等の公開に関する規則(平成七年十二月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中

分	土地等の事業・雑所得		
種	短期譲渡所得		
課	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		

を

税	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九号様式を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の青森県県税条例施行規則第九号様式の規定により調製した法人県民税、法人事業税、地方法人特別税更正（決定）書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第三項中「第八号」を「第九号」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「同項」を「農林漁業者新事業創出法第五条第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条
 第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。）が当該認定に係る同条第一項に規定する事業計画に従つて同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な資金

第二条第四項中「第三号、第四号及び第七号」を「第四号、第五号及び第八号」に改める。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「（第一号及び第三号）を」（第一号、第三号及び第四号）に、「第三号、第四号及び第七号」を「第四号、第五号及び第八号」に、「前項第一号及び第三号」を「前項第一号及び第四号」に、「同項第四号及び第七号」を「同項第五号及び第八号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定（「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次

のように改正する。

第二条第二号中「昭和三十六年二月青森県規則第十八号」の下に「以下「行政組織規則」という。」を加え、「同規則」を「行政組織規則」に改め、同条第三号中「青森県行政組織規則」を「行政組織規則」に改める。

第十六条第二項を次のように改める。

2 本庁の所属所及び総括安全衛生管理責任者が指定する青森市に設置されている出先機関である所属所に置く産業医は、総括安全衛生管理責任者が指定する者をもって充てる。

第十六条に次の二項を加える。

3 出先機関である所属所（前項に規定する出先機関である所属所を除く。）に置く産業医は、当該所属所の所在地の区域を所管する地域県民局の所管区域（行政組織規則第三十条第一項に規定する所管区域をいう。次条第二項第二号において同じ。）とともに総括安全衛生管理責任者が指定する者をもって充てる。

4 前二項の規定にかかわらず、青森県立あすなる療育福祉センターに置く産業医は、当該所属所の職員である医師のうち所属長が指定する者（当該医師のうち法第十三条第二項に規定する要件を備えた者がいないときは、当該医師以外の医師のうち総括安全衛生管理責任者が指定する者）をもって充てる。

第十七条第二項中「及び次条第一項」を削り、同項各号を次のように改める。

一 前条第二項に規定する者である産業医 本庁の所属所及び総括安全衛生管理責任者が指定する青森市に設置されている出先機関である所属所

二 前条第三項に規定する者である産業医 その置かれている所属所の所在地の区域を所管する地域県民局の所管区域内に設置されている出先機関である所属所（前号に規定する出先機関である所属所を除く。）

第十七条第三項中「前条第二項第一号に定める」を「前条第二項に規定する」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十七条の二を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

青森県母子自立支援員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県母子自立支援員に関する規程の一部を改正する訓令

青森県母子自立支援員に関する規程（昭和三十三年九月青森県訓令甲第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県母子・父子自立支援員に関する規程

第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子自立支援員（同条第三項ただし書の規定による常勤の母子自立支援員を除く。）」を「母子・父子自立支援員（）」に改める。

第四条第一号中「及び寡婦（同条第三項）」を「及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの並びに寡婦（同条第四項）」に改め、同条第二号中「寡婦」を「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの並びに寡婦」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「寡婦」を「父子家庭並びに寡婦」に改め、同条第六号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「寡婦」を「父子家庭並びに寡婦」に改める。別記様式中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百四十四号

平成二十二年四月一日青森県告示第二百四十四号（学校法人等の収益事業の種類）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

行 中 一 般
各 出 先 機 関

表中「日本標準産業分類（平成十九年十一月六日総務省告示第六百十八号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年十月三十日総務省告示第四百五号）」に、「及び第三項」を「第三項及び第十二項」に改める。

議 会

青森県議会告示第一号

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県議会議長 熊 谷 雄 一

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十二月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三項様式中

分	土地等の事業・雑所得		
離	短期譲渡所得		
課	長期譲渡所得		
税	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

を

分	土地等の事業・雑所得		
離	短期譲渡所得		
課	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		

に改める。

空	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

<p>(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>	